

(通所介護・総合事業・自主事業) 利用料金表

自立・事業対象者・支援1・支援2・介護1・2・3・4・5

利用者名 _____ 様

大規模(Ⅱ) 通所介護サービス (9:00~16:15)

利用料金表 (令和6年6月1日現在)

サービス内容略称	単価 ※注2	該当	算定	備考	
通所介護Ⅲ5 1 要介護1	607		該当する 介護度	【通常型】 1日につき 大規模型のため、区分支給限度基準額の管理については、通常規模型の単位数を用いる	
通所介護Ⅲ5 2 要介護2	716				
通所介護Ⅲ5 3 要介護3	830				
通所介護Ⅲ5 4 要介護4	946				
通所介護Ⅲ5 5 要介護5	1,059				
入浴介助加算Ⅰ	40		該当者	1日につき (Ⅱ)に該当しない入浴介助	
入浴介助加算Ⅱ	55		該当者	1日につき 自立支援の観点から行う入浴介助	
中重度者ケア体制加算	45	○	○	1日につき 要介護3以上の利用者が30%以上	
個別機能訓練加算Ⅰ1	56		該当者	1日につき 専門職が専従1名以上配置	
個別機能訓練加算Ⅰ2	76		該当者	1日につき 2名以上の専門職を配置している時間帯において算定	
認知症加算	60		該当者	1日につき 認知症の利用者の割合15%以上(Ⅲ以上)	
送迎減算	-47		該当者	片道につき	
サービス提供体制加算 ※注1	Ⅰ	22	○	○	1日につき 介護福祉士70%以上 介護福祉士50%以上 介護福祉士40%以上
	Ⅱ	18			
	Ⅲ	6			
処遇改善加算Ⅱ ※注1	9%	○	○	1ヵ月につき	

霧島市総合事業通所型サービス (10:00~15:00)

サービス内容略称	単価 ※注2	該当	算定	備考
通所型独自1回数 要支援1	436		該当する 介護度	1回につき 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2
通所型独自2回数 要支援2	447			
サービス提供体制加算 ※注1	Ⅰ1	88	○	1ヵ月につき 要支援1 介護福祉士70%以上 要支援2 介護福祉士70%以上
	Ⅰ2	176	○	
送迎減算	-47		該当者	片道につき
処遇改善加算Ⅱ ※注1	9%	○	○	1ヵ月につき

※注1) サービス提供体制加算及び処遇改善加算関係加算については、支給限度額管理外となります。

※注2) 上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

昼食代・・・1食あたり 600円

生きがいデイサービス(自主事業) ※要相談

基本料金<1回あたり>	要支援者	2,300円	昼食代	600円	入浴代	400円
	要介護1~5	3,600円				

上記により、1回あたりの利用料金(概算)は

介護保険自己負担額	食事代(昼食)	合計
1割負担 円	600 円	円
2割負担 円	600 円	円
3割負担 円	600 円	円

※処遇改善加算Ⅱの費用は含まれていません

説明・配布日	担当
令和 年 月 日	

医療法人 誠井会 井料デイサービスセンター